

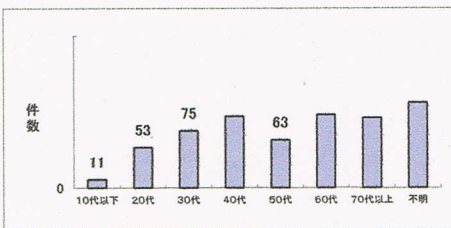
平成24年2月分の消費生活相談の概況

- 2月の相談件数は、596件で(表1)のとおりです。前年同月(666件)比べ、70件の減少です。
- 総相談件数596件のうち、「不当請求」と判断される相談は92件で、前年同月(143件)と比べ、51件の減少です。
- 契約者の年代別相談件数は、(図1)のとおりです。60代が一番多く96件、以下40代94件、30代75件の順です。
- 2月23、24日は、県内16の市町消費生活センター、相談窓口と共同で「高齢者トラブル110番」を実施しました。
- 相談の多かった商品・サービスは、(表2)のとおりです。第1位は「インターネット情報」で、以下「消費者金融(サラ金)」、「商品一般」、「ファンド型投資商品」、「不動産賃借」となっています。

〈表1〉

区分	総相談件数		販売購入形態別相談件数								危害・危険		不当請求		
	件数	うち 苦情相談	店舗購入	訪問販売	通信販売	マルチ・マル チまがい	電話勧誘 販売	ネガティ ブ・オブ ション	その他 無店舗	不明・無関係	危害	危険	件数	うち架 空請求	
2月	件数	596	564	151	45	152	10	35	1	5	197	4	3	92	12
	構成比 (%)	100.0	94.6	25.3	7.6	25.5	1.7	5.9	0.2	0.8	33.1				
累計	件数	5,985	5,611	1,496	457	1,848	67	292	9	55	1,761	60	28	1,419	120
前年同月	件数	666	627	169	43	190	1	39	0	5	219	1	4	143	10

〈図1〉 年代別相談件数



〈表2〉 商品・サービス上位5品目

順位	商品名等	件数	主な内容
1	インターネット情報	90	アダルト情報サイト、出会い系サイトなど
2	消費者金融(サラ金)	42	消費者ローン
3	商品一般	31	特定できない商品(架空請求ハガキなど)
4	ファンド型投資商品	24	商品ファンド、預託商法など
5	不動産賃借	19	賃貸アパート、借家など

お知らせ

賃貸アパートの退去時のトラブル

この時期に多いトラブルです。賃貸アパートを退去する際に納得がいかない退去料を請求されたら、まずは契約内容を確認した上で、請求額の明細を確認してみましょう。

〈事例〉

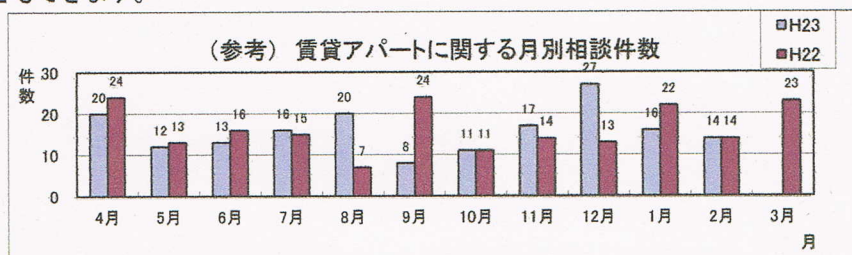
9年間住んだアパートを退去した。大家から、クロスの手直し費用や畳の表替え、ハウスクリーニング費用など、高額な費用を請求されたが納得がいかない。

〈チェック1〉

国土交通省による「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考に、請求額の明細を確認してみてください。ガイドラインでは、経年劣化や通常の使用による損耗の場合は貸主が負担、通常の使用を超えるような故意、過失による損耗の場合は借主が負担としています。 →<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/genzyokai-fuku.htm>

〈チェック2〉

明細書で不明な点がある場合には、貸主に詳しい説明を求めるようにしましょう。貸主との話し合いで解決できない場合には、敷金の返還請求金額が60万円以下であれば、少額訴訟として簡易裁判所に申し立てることもできます。



※新潟県消費生活センター調べ

新潟県消費生活センターの来所相談は予約制です。まず、電話でご相談下さい。相談電話 025-285-4196

ホームページ <http://www.pref.niigata.lg.jp/shohiseikatsu/>